

# かたり通信

福井から原発を止める裁判の会開催の学習会報告

◆発行:福井から原発を止める裁判の会◆

■代表:中嶋哲演 事務局長:嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで…

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先:笠原一浩弁護士 ♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18 口座名:福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252) 記号:00760-6 番号:108539

♠ホームページ:<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード!)

SINCE MAY 2012



## 樋口英明氏が見通す 原発差止訴訟の転換点

2021 年 9 月 5 日 **樋口英明氏**講演会の報告

### ようやく福井での講演が実現!

福井地裁判決が出されたその福井の地での樋口英明さんの講演会を、オール福井反原発連絡会、日本科学者会議福井支部、「福井から原発を止める裁判の会」の三者共催という形でようやく実現することができました。福井市の会場ユーアイ福井において、午後 2 時から約 1 時間半かけて樋口英明氏が語られた講演内容を再現しました。ご一読ください。なお文字起こしの性格上、講演の雰囲気を残しつつ元々の話し言葉に多少の修正を加え、パワーポイントの画面についても抜き書き・加筆等を行っています。ご了解ください。文責は編集子にあります。

\*\*\*\*\*

\*司会進行は「福井から原発を止める裁判の会」の南さんが行いました。

#### ■主催者挨拶

(「福井から原発を止める裁判の会」事務局長 嶋田千恵子) 皆様、こんにちは! 本日はコロナ禍の中にもかかわらず、またお休みのところお越しいただきまして誠に有難うございます。YouTube で参加の皆様にも御礼を申し上げます。今日私は実は私の勝負服

の和服を着ようと思ったのですが、この樋口判決が書かれている T シャツを着たくて、これを着て出てまいりました。

私たち大飯原発差止訴訟に関係したものは、特別の想いを持って樋口元裁判長をお迎えするものであります。2014 年 5 月 21 日の判決主文の申し渡しがあつたときの喜びは今もかみしめることができます。その後、判決理由が読み上げられるにつれて、それが非常に深い感激に変わってまいりました。例えばです

ね、私たちが自分で勝訴判決を書くとしたらね、これくらいのレベルだと思うんです(手で表現)。それがね、樋口判決はね、こんな高いレベルで書かれたんですね。憲法を基にした人格権、そういうことを謳われていて非常に感激しました。その内容についてもいろいろ皆様もご存知の珠玉の言葉が散りばめられています。私たちは「樋口判決を読んでみよう」とこういう小冊子も作りました。またこの判決を広げるために、主要部分を朗読でネット公開しました。それから、このシャツは脱原発かながわ市民連合という団体が作られました。さらに判決を世界に広めていこうということで、グリーンピースが英語に訳して下さり、人を介して中国語、韓国語にも翻訳してもらいました。それで我々の弁護団の事務局長の笠原弁護士は非常に語学の才能がある方で、トルコ語、ベトナム語、ウクライナ語にも翻訳してこれもホームページに掲載しています。

福島事故を経て 10 年が経過しました。老朽原発である美浜 3 号機も含めて現在 9 基が稼働中であります。私たちは「裁判の力で原発を止められる」と信じて闘っています。去年の 12 月 4 日ですが、大阪地裁で大飯 3・4 号機の設置変更許可を取り消す判決が出ました。その翌日に私たち「裁判の会」では井戸弁護士の web 講演を企画しておりましたが、そこで井戸先生はその前日の判決について詳しく解説して下さいました。その中で非常に印象に残ったのは「これはエポックメイキングな判決であり、いよいよ原発の終わりの時代がきたと感じられる」とおっしゃったことです。今日は「原発差し止め訴訟の転換点」という演題でお話いただきます。今日の講演は、訴訟の方法や訴訟の方向性といったものの転換点に来てるんじゃないか、というお話かと思っています。非常に期待しております。よろしくお願いします。

## ■元弁護団長挨拶

(大飯 3・4 号機差し止め訴訟弁護団長 島田広弁護士)  
皆さん、こんにち。弁護士の島田です。私はあの  
大飯原発訴訟で、地裁段階では副団長、控訴審段階で

弁護団長を務めさせていただきました。今ほど「樋口判決は格調高くて素晴らしい」という話がありましたけれども、弁護団がやったことは、とにかく提訴したことが一番大きな功績かなと思っています。訴訟の詳細い内容については、岩波ブックレットで『動かすな、原発。』という本が出ております。もう入手されている方もいらっしゃるかと思いますけれども、まだの方はこういった運動にも生かされることになっておりますので、お買い求めいただければと思っています。私はもんじゅ訴訟(編注:1985 年に福井地裁に提訴。2003 年に名古屋高裁金沢支部で設置許可処分は無効確認判決)の弁護団にも端くれとして加わっており、そして今回この大飯原発訴訟にも加わらせていただいたということで、2 回原告住民勝訴の判決を聞くという光栄に浴したわけですが、樋口さんのこの訴訟の中ではいくつも驚かされることがありました。

私は地裁の段階で訴訟の弁論に関わるわけですが、基準地震動という原発設計の基本になる地震動の計算について、弁護団の中でも一番のエキスである東京の弁護士に来てもらって、いろんな難しい話なるべく分かりやすく伝えようということで 1 時間ほどプレゼンをしていただいた。私が聞いていても「分かりやすい良いプレゼンだなあ」と思ったのですが、それが終わってから樋口さんがこうおっしゃったんですね。「原告側の主張はよく分かりました。しかし裁判所としては、この裁判を科学的な論争ととらえたことは一度もない、科学論争の場ではない」ということを言われた。科学的な話を散々弁論でやった挙句にそのようなことを言われてしまって、がっくりきたという覚えがございます。

それから何といてもびっくりしたのは判決の内容です。私も勝訴できるかなあという思いはありましたけれども、判決言い渡しの当日、判決の内容を聞いて、予想もしないような素晴らしい内容で本当に感動いたしました。と同時に今だから申し上げますけれども、弁護士としてこれを聞いたときにですね、これは守り抜くのがなかなか大変かもしれない、という思いも実はちょっとありました。ということかという、樋口

さんの判決のあり方というのは、今日の講演のテーマにも関わりますけれども、これまでの原発訴訟の判断の枠組みというものは大きく観点を変えたものだったということなんです。一般市民の方には非常に分かりやすいけれども、法律家がこれまで考えていた訴訟というものとはちょっと観点が違うというような部分がありまして、あれっというふうに思った。これどうしようかなってという思いがあったのを記憶しております。しかしですね、私も弁護団の一員としてこの訴訟の内容について、各地で講演をさせていただく中で次第にこの判決の力というものを強く感じるようになりました。それは先ほど嶋田千恵子さんからお話がありましたけれども、やはりこの判決に対する圧倒的な市民の支持といいますか、何かこう私が説明する前から勝手にあの判決文を印刷して配ったり、売ったりしている人がいるわけです。さら T シャツやらグッズやらを作って盛り上がっている様子を見て、この樋口判決を守る力というのは、まさにこの市民の共感の中にこそあるんだな、そういう共感を生み出す力を持つという意味ではこの樋口判決はやはり凄かったんだな、ということを市民の皆さんとお話をする中で強く感じたのを鮮明に覚えております。

もう一つ、最後に驚いたのがですね、実は控訴審で負けた時なんです。先ほど嶋田さんからお話がありましたけれども、2014 年 5 月 21 日の樋口判決から約 4 年後の 2018 年 7 月 4 日に名古屋高裁金沢支部で、この樋口判決をひっくり返して、原告住民を負かせるという判決がありました。中身は本当に不当極まりないもので、今でも思い出すと腹が立つ、そういう内容なわけですが、ただそんな中でも、やっぱりこの樋口判決の大きな力というのを感じました。何かといいますと樋口判決の示した主な論点について、この名古屋高裁金沢支部の裁判官たちも否定できないということがはっきりしたわけですね。つまり結論としては住民側の負けなんだけれども、樋口判決の以下の指摘をもらっていたのです。①これまでの地震についての研究というのは初歩的なもので、地震の将来予測なんかできない、②1260 ガルとい

う規模の地震が起きたら、もう安全対策の施しようがない、③そういう地震が来るかどうかすら実は予測ができない、この3点をこの不当な高裁判決ですら認めざるを得なかった。そういう本当の意味での科学的な知見に基づいた判決だったんだということです。結論としてはこの控訴審判決というのは、そう言いながらも、そんなこと言ったらもうあの原発なんて出来ないじゃないかと、国が原発を認めてるんだから、安全審査とかもあるのでだから原発は基本的には安全なんだと。そういう不当な結論の出し方をしてしまったわけですが、論理においては完全に樋口判決が勝っていたということが証明されたと思います。

さて、樋口判決については語るべき様々な論点がありますけれども、何と言っても皆さんの心に残っているのは「国富とは何か、国の富とは何か」という語りかけだったかと思います。判決の中で「経済的な利益ではなくて、人々の暮らし、自然、そういったものこそが国富なのだ」ということを語りかけたくだりは本当に多くの人の感動を生みました。今まさにこの「国富とは何か」が問われています。というのはご承知かと思いますが、去年の 12 月 25 日に政府が非常に重要な決定を公表いたしました。何かというと 2050 年のカーボンニュートラルに向けた成長戦略というものです。これは経済産業省のホームページにも載っております。何を言ってるかというと、2050 年までに脱炭素社会を実現するために原子力発電所をさらに活用していく、新しい技術開発をして活用していくんだということを高らかに謳っているわけです。持続可能な社会を作り上げるため、脱炭素社会を作り上げるために原発を大いに活用するというのは本当に悪い冗談にしか聞こえない。それを政府が堂々と掲げている。そういう時代だからこそ、私たちは今改めて「国富とは何か」という樋口さんの問いかけに耳を傾けなければいけないと思います。

今日この講演会がそういった機会になりますことを期待しながら、私も皆さんと一緒に勉強させて頂きます。

# 講演 樋口英明氏が見通す 原発訴訟の転換点

## ■判決日 被告席には誰もいない？！

元裁判官の樋口です。私が、大飯原発の差し止め判決を書いてからもう 7 年余り経ちます。2014 年 5 月 21 日だったんです。あの時、法廷に来られた方は当然お分かりになっていると思うんですが、あの時ですね。原告側代理人、それからご本人の方、大勢の方が来られてたんですが、被告のほうは、弁護士さんが 1 人も来なかったんです。「なぜ来なかったんですか」とマスコミが質問して、「忙しくて来れなかった」とか言うんだけど、そういうことはありえない。まあ、10 人以上の弁護士さんがついてましたので、全員が都合が悪いということはあるんじゃないんですよ。

なぜ来なかったのかというと、「自分らが負ける」と分かってたからなんです。先ほどのお話にあるように、原告の皆さんは勝てるかどうかは分からなかったんですね。被告のほうは、負けると分かった。だから来なかった。当時、私が判決を言い渡す瞬間まで、その判決の内容がどうなっているのか、知っているのは 4 人だけです。裁判官 3 人と書記官 1 人。3.11 後初めての訴訟の判決ですので、最高裁もそれなりに注目してたんですが、トップの最高裁長官も、あるいは福井地裁の所長も、結論は知らなかったんです。しかし、被告の弁護士さんは分かった。4 人が秘密をバラしたわけじゃないですよ。なぜ、被告側が来なかったかということ、負けると分かった。なぜ分かったのか、2 つ理由があります。1 つ目は、私が訴訟を始めた時に、「当裁判所が、大飯原発が危険だと思ったら止める。危険だと思わなかったら止めない。その方針で行きます」と言ったんです。被告側は「危険かどうかで決められたら負ける」と思ってたんです。もう 1 つ。今、島田弁護士が言われた、訴訟の終わる少し前、原告の東京から来た弁護士さんが、今でも意味がよく分からないんですけど、非常に難しいことを言われた。私はほとんど理解できなかった。終わった後、

「当裁判所は、この訴訟が専門技術訴訟と思ったことは一度もない。こんなことをやっていたら、何年経っても訴訟は終わらない。次回に終結する」と言ったんです。それを聞いていた関電の弁護士さんたちは、専門技術訴訟の枠組みから外れて、要するに「理性と良識で判断されたら負ける」と思ってたんです。非常に見通しの良い優れた弁護士さんたちだと思います。

## ■私が原発を止めた理由

しかし、どうですか。「原発が危険かどうかで、差し止めるか差し止めないかを定める」のは当たり前だと思わないですか。当たり前なんですよ。国民の全員がそう思っています。それは原発に強く反対する人も、あるいは強く支持する人も、原発に無関心の人も、「まあ、仕方が無いだろうな」と思っている人も、国民全員が「裁判所は原発が危険かどうかで差し止めを決めてるんだろうな」と思っています。だけど、それはやっていません。私は「原発が危険かどうかで定める」という極めて当たり前の裁判をただけです。

じゃあ、他の裁判所はどんなことをやっているのか。例えば活断層の問題。活断層というのは地震で地面にできたひび割れ、その活断層が原発の敷地を走っているのか走っていないのか、そういうことを考えるんです。原発の敷地を走っている場合には、この地面のひび割れが、地震によってできたものか、それとも単なる地盤の変異・地崩れで起きたものか、それを検討しだすんです。地崩れじゃなくて地震らしいと分かっても、「じゃあ、それは何万年前の地震なの」って考えるんです。よく分からないから地面をほじくってみて、「よく分からないな。まあ、どっちかエイヤーで決めましょう」という感じなんです。

原発の敷地から遠くにある活断層でも、どういうふうに考えるかって言うと、「その活断層の長さは何キロぐらいでしょうか。まあ、10 キロぐらいだったらマ

グニチュードで言ったら、7 は絶対に来ないでしょう。6.5 ぐらいでしょう」と、そういう推測です。「マグニチュード 6.5 の地震が起きると、原発までの距離は何キロだから、原発の岩盤、設置面にはどれくらいの強さの揺れが来るか、じゃあ、建物の 2 階はどうか、一番てっぺんはどのくらいの強さの揺れが来るか、計算してみましょう。その計算が正しいかどうか・・・」。こんなことを裁判でやってるんです。「こんなことをやっている場合か」って私は言いたいんです。

私が原発を止めた理由は極めて簡単です。極めてシンプルなもの。原発事故のもたらす被害は極めて甚大です。だから、原発には高度の安全性が求められます。高度の安全性というのは、事故発生確率が低いということです。地震大国日本で事故発生確率が低いということは、原発に高度の耐震性があるということなんです。ところが、日本の原発には高度の耐震性はありません。極めて低い耐震性しかありません。だから、原発の運転は許されない。これだけの筋立ての話なんです。

- ① 原発事故による被害は甚大
- ② 原発には高度の安全性が求められる
- ③ 地震大国日本における高度の安全性 → 高度の耐震性にほかならない
- ④ しかし日本の原発の耐震性は極めて低い



**原発の運転は許されない！**

### ■原発事故による被害は甚大！

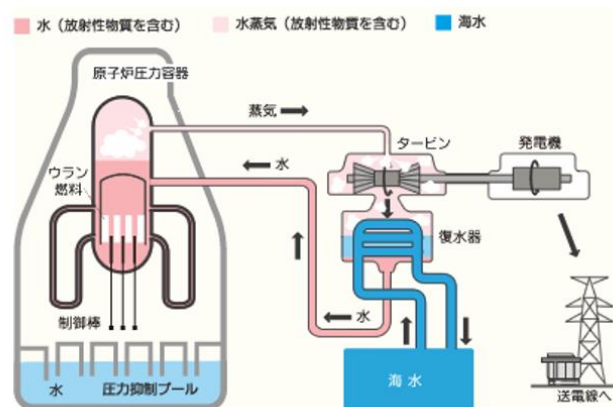
じゃあ、最初に言った原発の被害の大きさというのは、どのようなものなんでしょうか。福島原発事故があったので、15 万人以上の人々が避難して、今も何万人もの人が帰れない状況なんです。その過程で 50 人以上の方が亡くなりました。「これ以上は無い被害だ」と言いたいんですが、実はそうではありません。福島原発事故は数々の信じられないような奇跡によって・・・。言い方が非常に難しいんですが、福島の方が

おられたら「あの程度で済んだ」という言い方は非常に失礼なんですが、数々の奇跡が無ければもっと大変なことになっていました。

ちょっと具体的に説明します。3.11 当時、福島原発には、原子炉が 6 つあったんです。1 号機から 6 号機まで、それぞれで奇跡がありました。まず典型的な例として、2 号機はどういう状況かという、当時発電していたんです。福島原発事故って、どんな事故かと言言で言っちゃうと、津波や地震で原子炉が壊れたわけじゃない。大事な部分が壊れたわけではなく、停電しちゃったんです。停電しちゃったからあの事故になった。まず、最初の地震で、外部電源、火力発電所から引っ張ってきている電気が停電した。そこで非常用電源を使おうとしたんだけど、非常用電源が津波でやられて停電しちゃった。停電しちゃうとどうなるか。

ここで原発の仕組みなんですが、驚くほど簡単です。ここにカプセルみたいなものが圧力容器です。圧力容器の中にウラン燃料をつけておくんです。そうすると水が沸騰して、この沸騰した蒸気をタービンのところに持って行って発電機を回す。これだけの仕組みなんです。その蒸気は海水で冷やして水に戻して、ここで循環させているんです。火力発電所と基本的に一緒です。でも、2 つ大きな違いがあります。

一つ目は当然、毒性が違います。火力発電所で石油を燃やす場合の毒性とはまったく違います。この牛乳瓶みたいな格納容器の中には広島型原発一千発分の死の灰が入っています。だから、石油による火力発電とは比較にならないぐらい毒性がある。2 つ目の違い



関西電力事業内容/原子力発電の概要/原子炉のしくみ

は、ここが大きいんですが、火力発電所は地震が来たら、火を止めちゃうんです。火を止めたら沸騰が終わります。しかし原発はどうかというと、地震が来た時に、制御棒をウラン燃料の間に差し込んで核分裂反応を止めた後も、沸騰が続くんです。じゃあ、どうするかというと、水と電気はこのウラン燃料を冷やし続けなければいけない。だから原子力発電所には安全三原則というのがある。「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」です。これは地震のときに絶対に必要です。「止める」って言うのは、さっき言った、ウラン燃料の間に制御棒を差し込んで核分裂反応を止めること。「冷やす」ということは止めた後も電気と水で冷やし続けること。3 つ目、「閉じ込める」ということは、この牛乳瓶みたいな格納容器の中に放射性物質を閉じ込め続けるということ。この 3 つが揃わないとダメなんです。どれかで失敗すると大事故になります。福島原発事故は、止めることには成功したんだけど、停電しちゃったから冷やせなくなって、その結果、この格納容器さえも壊れてしまった。こういうことになるんです。

### ■福島 2 号機で起きた奇跡

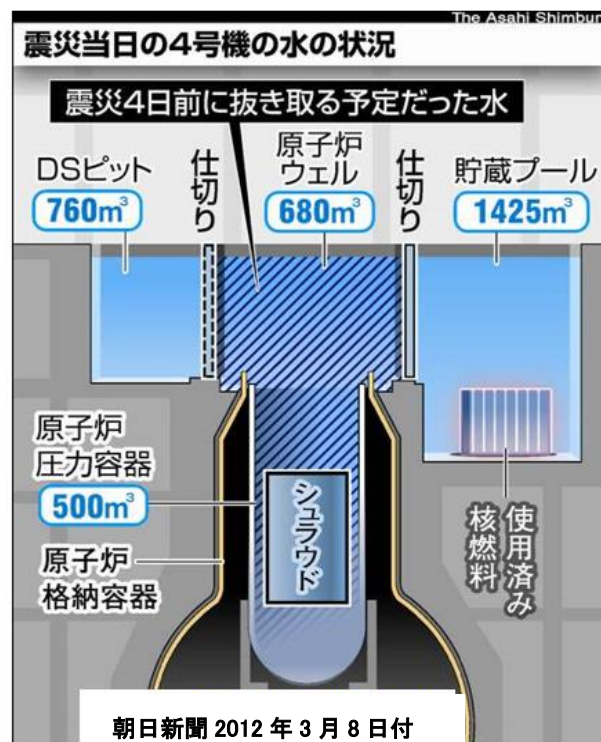
2 号機では、停電で冷やせなくなって、ウラン燃料が溶け落ちてきました。メルトダウンです。メルトダウンした結果、水蒸気がいっぱいになってきて、水素も出てきて、水素と水蒸気で、この格納容器、牛乳瓶みたいなやつがパンパンになっちゃったんです。3 月 15 日になると、内部の圧力が設計基準の倍ぐらいになった。そういう場合はどうするかというと、ベントという蒸気を抜くことをやるんです。蒸気を抜けば、放射能は出てきます。だけど、放射能が全部出てくるよりは、一部出てくる方がましだということで、ベントをしようとしたけど、停電しているから自動でベントできない。人が行ってハンドルを回そうとしても、放射能が強すぎて行くまでに死んじゃうからできない。

3 月 15 日になると、当時の吉田所長は諦めちゃいました。その時、吉田所長の脳裏には「東日本壊滅」という言葉が浮かびました。東京もやられちゃうだろうと。しかし、今、東京に人が住めます。なぜ住めるかと

言うと、よく分からないんですけど、今言われているのは、格納容器の下の方に弱いところがあって、プスンって圧力が抜けた。もし、圧力が抜けなかったら、設計基準の倍になってるんだから、大爆発してました。大爆発すると、放射性物質が大部分出てきます。東日本壊滅です。吉田所長の脳裏には東日本壊滅という言葉と、「自分は死んじゃうだろうな」と思ったんです。だけど、弱いところがあって助かった。これはあってはならないことです。さっき言った「閉じ込める」、格納容器の中に放射性物質を閉じ込める機能が無かったんです。言わば、2 号機は欠陥機だったんです。だから、圧力がプスンと抜けて助かった。本当に格納容器が丈夫だったならば、東日本は壊滅していました。これが 2 号機の奇跡です。

### ■福島 4 号機でも奇跡が起きた！

4 号機でもさらに凄まじい奇跡がありました。4 号機は当時発電してなかったんです。何をやってたかと言うと、このシュラウドという核燃料を支持している筒みたいな物があるのですが、そこに入っていた核燃料はエネルギー量が落ちたから、隣の貯蔵プールと



いうところに入れていた。このシュラウドが 30 何年も使っている間に傷んできて、取り替え工事をやる。取り替え工事はどうするかというと、炉内に水を張って取り替えるんです。普段はシュラウドの少し上までしか水がありません。ずっと上まで水が張ってある状態で 3 月 11 日を迎えました。

福島第一原発は停電しちゃったんですが、使用中の核燃料だったら、停電しちゃうと 24 時間以内にメルトダウンします。しかし、これはエネルギー量が落ちてますから、その日のうちにはメルトダウンしません。でも、4 日も経ってくると徐々にこの水が熱で減っていき、3 月 15 日になると、「核燃料が頭を水から出しているんじゃないか」と言われていました。本当に心配していました。もし、これがメルトダウンしていくとどうなるかと……。当時の首相は菅直人さんだった。菅直人さんが原子力委員会の委員長にどうなるか尋ねた。委員長は「福島第一原発から 250 キロ圏内が避難区域になり、その一番大きな原因は、4 号機の使

用済み核燃料でしょう……」と答えました。

しかし、そうならなかったんです。なぜかという、ここの原子炉ウエルのプールと貯蔵プールは別のプールで、仕切りがしてありました。理由は今でも分からないのですが、仕切りがずれました。仕切りがずれて、原子炉ウエルの水が貯蔵プールに入ってきました。プールの仕切りがずれるというようなことは絶対あってはならないんですが、ずれたんです。このプールの仕切りに欠陥があったんです。だから、水が入ってきて助かりました。原子炉ウエルの水は震災 4 日前に抜き取る予定だった。3 月 7 日には、この水は無いはずだったんです。シュラウドの取り換え工事の遅延など、いくつかの偶然が重なった末に助かりました。

### ■福島 4 号機で水素爆発！

でも 3 日もすれば、またメルトダウンの心配をしなきゃいけない状況だったんですが、これも助かりました。なぜ助かったか。これもあってはならないことが起きました。貯蔵プールの上で水素爆発が起きたんです。そして水素爆発の規模がちょうど良かったんです。ちょうど良かったというのは、ここで大規模な爆発をすれば、この貯蔵プールは壊れちゃうでしょう。壊れて水漏れしちゃってメルトダウンしていきます。仮に小規模だったら何も起こらないんです。だけど、ちょうどいい規模で、この貯蔵プールは壊さなかったけど、貯蔵プールの上の天井を吹き飛ばした。そういう水素爆発が起こりました。だから、東京消防庁からあの「キリン」という放水車を持ってきて、上から水を入れることができました。それで助かったんです。

### ■免震重要棟ができていた！

さらに奇跡は続きます。「フクシマ フィフティ」という映画を観られた方はお分かりだと思うんですが、吉田所長役の渡辺謙が、部下たちと共にかなり広い建物の中で、指揮命令していました。この建物よりさらに広いぐらいです。じつは、あの建物は、放射能から遮断されて、しかも免震設備がある建物だったんです。要するに、余震から身を守ることができるし、放射能



樋口英明さんが作成

からも身を守ることができる、そういう建物だったんです。あの建物が無かったら、全員逃げ出すしかなかったんですよ。あの建物があったんです。あの建物は、そもそも福島第一原発には無かったんです。

2007 年に新潟県にある東京電力の柏崎・刈羽原発を中越沖地震が襲いました。その時に中央指令室になるような部屋のドアが地震で開かなくなった。「そんなんでは指揮命令ができない」ということで、当時の新潟県知事の泉田さんが、東京電力に「こんなのでは困るから、ちゃんとした免震設備のある建物を立てなさい」と強く要請しました。今の政治家、県知事さんでこんなことができる人はいますか。だけど泉田さんはそれをやってくれました。2007 年に中越沖地震が柏崎刈羽原発を襲わなかったら、福島でのあの建物は無かったんです。たとえ、襲ったとしても、泉田さんという優れた政治家が県知事じゃなかったら、あの建物は無かったんです。だから、その場合には福島第一の運転員は全員退避してました。

\*編注➡福島第一原子力発電所の免震重要棟の完成は東日本大震災が起こる 8 ヶ月前！

### ■東日本は壊滅寸前だった！

これが数々の奇跡です。さらに風向きの問題もあります。ほとんどの風は東に向いていました。「偏西風が吹いてるから東に行くのは当たり前だ」と誤解している人がいるんですが、偏西風は地上 10 キロぐらいを吹き渡る風で、地上付近の風がどう吹くかは気圧配置次第です。たまたま、西から東に吹いていました。だから、あの規模の放射能拡散で済んだんです。

この数々の奇跡が無かったら、どうなっていたか。奇跡が重なって 15 万人避難なんです。奇跡は重なってるんです。このいくつかの、7 つ 8 つの奇跡のうちの 1 つでも無ければ、250 キロ避難、4000 万人の人が避難していました。東日本壊滅なんです。不運が重なると、「たぶん、令和という時代を迎えることなく、日本の歴史は終わっていた」そう考えられます。これが原発の被害の大きさなんです。本当の意味の被害の大きさは、標準が 250 キロなんです。奇跡が重な

って、15 万人避難、普通にいけば 4000 万人避難なんです。これが原発事故の被害の大きさです。

### ■被害の大きさと事故発生確率の関係

「被害の大きさ」における原発の危険性

- 1 奇跡が重なって15万人余避難
- 2 奇跡がなければ4000万人余避難  
= 東日本壊滅
- 3 不運が重なると？

こういう話をして、多くの人がどう反応するかというと「それだけの被害の大きさがあるなら、原発はそれなりに安全に作ってあるでしょう」と「それなりに事故発生確率が抑えてあるでしょう」って考えちゃう。なぜかという、世の中のものは全部そうなんです。

「危険」という言葉は、皆さん意識的に使われているかどうか分からないですけど、2 つの意味がある。被害が大きいという意味と事故発生確率が高いという意味です。たとえばお母さんが子供に対して「その交差点、見通しが悪くて危険だから気をつけてね」って言った場合、そこでいう「危険」というのは、見通しが悪いから事故発生確率が高いという意味です。お母さんが子どもに、「自転車で行くんやったら、危ないからヘルメットかぶってね」と言った場合の「危ない」=危険というのは、ヘルメットをかぶってもかぶらなくても事故発生確率は変わらない。だから、頭を打って大けがをすることを心配しているんです。だから被害が大きいことを危険と言っている。そして、被害の大きさにおける危険と事故発生確率における危険は、世の中では概ね反比例します。

私は今日、名古屋経由で、名古屋から新幹線で米原まで来たんです。米原から福井まで特急に乗ってきたんです。在来線の特急と新幹線、事故発生確率はどちらが高いでしょうか。それは在来線の方が高いんです。同じ特急でも。それはなぜかという、新幹線は 300 キロで走っている。もしも、トラックと衝突して脱線転覆すると本当に大惨事になってしまう。普通の在来線は 100 キロ程度。だから、もしもの事故が発

生した時の被害の大きさが馬鹿でかいから、踏切事故自体を無くしているんです。世の中のものは全部そうなんです。少なくとも先進国はそうなんです。例えば、漁船と大型旅客船、セスナ機と大型旅客機、事故発生確率が違うんです。

### ■原発は耐震性が重要！

自然界でも一緒です。3.11 のようなマグニチュード 9、マグニチュードというのは地震の大きさの単位です。マグニチュードが 9 のような地震は、本当に少ないです。何十年に一度、何百年に一度かも分からない。だけどマグニチュード 5 程度の地震だったら毎週のように有るんです。

極端ですが分かり易い例は、人間にとって一番危険なのは巨大隕石の衝突です。6500 万年前に恐竜を滅ぼしたというぐらい被害が大きい。でも何百万年に一度、何千万年に一度しかない。だけど、小さな隕石落下はいくらでもあるんです。事故発生確率と被害の大きさは反比例するんです。反比例するようになっている。そうじゃなかったら、地球に人類は生まれなかったし、生まれたとしても文明は築けなかった。

だから、当たり前にも思っちゃうんです。「こんだけ被害が大きい物だったら、発生確率は抑えてあるでしょう」と。特に、「福島原発事故があったんだから、その後の原発はそれなりには安全にできてるんじゃないの。事故発生確率を抑えてあるんじゃないの」と思ってしまうんです。それ、本当でしょうか。今まで言ったように、原発というのは停電してもダメ、断水してもダメなんです。皆さんが経験からお分りのように、停電と断水を一番もたらすものは地震なんです。だから、原発の地震に対する耐震性というのは、停電や断水にならない耐震性なんです。

### ■過去 20 年間の地震と原発の耐震性

表 1 をご覧ください。

表1 2000年以後の主な地震

※ 5115 ガル(三井ホームの住宅)

- ★4022 ガル(岩手宮城内陸地震・2008年・M7.2)
- ※ 3406 ガル(住友林業の住宅)
- ★2933 ガル(東日本大震災・2011年・M9)
- ★2515 ガル(新潟県中越・2004年・M6.8)
- ★1796 ガル(北海道胆振東部・2018年・M6.7)
- ★1740 ガル(熊本・2016年・M7.3)
- ★1584 ガル(鳥取県西部・2000年・M7.3)
- ★1571 ガル(宮城県沖・2003年・M7.1)
- ★1494 ガル(鳥取県中部・2016年・M6.6)
- ★1300 ガル(栃木県北部・2013年・M6.3)
- 1000 ガル以上17回
- ★ 806 ガル(大阪府北部・2018年・M6.1)
- ★ 703 ガル(伊豆半島・2009年・M5.1)
- 700 ガル以上30回
- ※ 700 ガル(判決時の大飯原発)
- ※ 405 ガル(建設当初の大飯原発)

2000 年以降の主な地震です。2000 年以降となっているのは、昔から日本は地震大国だと言われているのですが、地震観測網が無かったのです。観測網ができたのは、1995 年の阪神淡路大震災の後、慌てて作りだしたんです。完成したのが 2000 年頃。だから、2000 年以降しかきちんとしたデータが無いんです。

主な地震というのは、どういうものかということ、地震の「大きさ」と「強さ」はちょっと別なんです。ここ福井だと、戦後間もなく福井地震があったんです。あれは大きな地震だった。ここではものすごく揺れた。だけど、名古屋に行くときあまり揺れなくなって、東京はほとんど揺れなかった。地震の大きさというのはマグニチュードで示し、マグニチュードは一つだけなんです。だけど、地震の「強さ」は震源から離れるにつれて弱くなる。地震の「大きさ」マグニチュードは一つ、地震の「強さ」は別々、地域によって違う。

地震の「強さ」は震度って言うんだけど、震度っていうのは、困ったことに 7 までしかないんです。最高で 7 です。そうすると、いくら強い地震でも震度 7 なんです。人類が経験したことないような地震でも震度

7. それではちょっと地震の耐震性は論じられないでしょうということで、ガルという単位を使うんです。

表1で示しているのは、ガルが高かった地震です。「主な」というのは揺れが大きかった地震です。下の方から有名な地震、大阪府北部地震、マグニチュードで言うと 6.1、小学校のブロック塀が倒れて女の子が亡くなったあの地震です。熊本地震、震度 7 が 2 回来た地震、1740 ガル。北海道の地震、1796 ガル。一番強いのが 4022 ガル。ざっと並べてみると、こんな感じですね。

ガルだけではイメージがつかみにくいから、震度で言うとこんな感じです(表2)。北海道の地震も、熊本の地震も 1500 ガル以上、1700 ガル台です。

表2 震度と最大加速度ガルの対応表  
(国土交通省 国土技術総合政策研究所)

| 震度等級 | 最大加速度 (gal) |
|------|-------------|
| 震度 7 | 約 1500～     |
| 6 強  | 約 830～1500  |
| 6 弱  | 約 520～830   |
| 5 強  | 約 240～520   |
| 5 弱  | 約 110～240   |
| 震度 4 | 約 40～110    |

表1では、一番上は三井ホームの住宅の耐震基準 5115 ガル。すぐ下の岩手宮城内陸地震の 4022 ガルが日本で最高の地震です。この 5115 ガルが原発の耐震設計基準だったらどうですかね。ひとまず安心だという人が多い、法律家は「これでいいんじゃないの」と言う人が多いんだけど、私自身は「ちょっと危ない」です。なぜかと言うと、20 年しか測ってないからです。「あと 20 年も 30 年も原発の運転をやる」って、少なくとも現首相の菅さんまでは言ってますから。その間に 6000 ガルの地震が来ても全然おかしくありません。だから、不安なんだけども、一応安心です。この 3406 ガルは住友林業の耐震住宅です。普通の家はどうかと言うと、普通の家は 1800 ガル付近で、震度 6 と震度 7 の間だったら何とか耐えられる(表 2

も参照)。では、原発の耐震設計はどれくらいか。大飯原発は、一番下 405 ガルで設計されたんです。私が判決した時は 700 ガルでした。

### ■老朽化に伴って耐震性は上昇する！？

大飯原発だけが特殊ではないんです。大飯原発は 405 ガルで設計して、700 ガルにして、今は 856 です。福島第一原発は 275 ガルで建設して、3.11 当時は 600 ガル。東京に近い東海第二原発は 270、600、1009 ガル。伊方原発、愛媛県の佐田岬の根元にある原発は、473、570、650 ガル。川内原発、鹿児島県、270、540、620 ガル。こんな感じなんです。老朽化するに従って耐震性が上がっていくんです。極めて不思議で怪しげなんだけど、こういう怪しげなことを繰り返した後においてもこの程度なんです。

表3 基準地震動の推移

|                  | 建設当時  | 3.11当時 | 2018年3月時点 |
|------------------|-------|--------|-----------|
| 大飯3・4号機<br>福井県   | 405ガル | 700ガル  | 856ガル     |
| 福島第一1～6号機<br>福島県 | 270ガル | 600ガル  | /         |
| 東海第2<br>茨城県      | 270ガル | 600ガル  | 1009ガル    |
| 伊方原発3号機<br>愛媛県   | 473ガル | 570ガル  | 650ガル     |
| 川内原発1号機<br>鹿児島県  | 270ガル | 540ガル  | 620ガル     |

(『原発はどのように壊れるか』原子力資料情報室 110 頁抜粋)

### ■これほど危険な原発 なぜ止められない？

表1から分かること。巨大地震、マグニチュード 8 とか 9 の巨大地震だけが問題じゃないんです。大地震、マグニチュード 7 の問題でもない。普通の地震、マグニチュード 6 前後の地震でも危ないんです。ハウスメーカーの耐震性よりはるかに低い。だから、原発は被害が大きくて事故発生確率も高い、いわばパーフェクトの危険です。こんなものは先進国にはありません。いくら探してもない。原発だけが例外、被害もでかくて事故発生確率も高い。これほど危険な原発が止められない裁判は、基本的にどこかおかしいでしょ。止

められるはずなんです。けど止められない。どこがおかしいんだろう。

### ■弁解その 1(原発は普通の建物より丈夫)

第1の弁解として「原発の原子炉や格納容器が地震の揺れで破損することはない。普通の建物よりも遥かに丈夫」と容認派は主張しています。

これは全然、弁解になってないです。確かに普通の建物より原子炉や格納容器は丈夫です。けど、さっき言ったような、問題は地震の揺れで原子炉や格納容器につながれている配電や配管が破損する、あるいは故障することを問題にしている。そしてウラン燃料を冷やせなくなると、溶け出したウラン燃料によって原子炉や格納容器も壊れてしまう。要するに停電しただけでダメなんです。福島原発事故はそういう事故。だから、基準地震動、原発の耐震設計基準ですが、これは、配管や配電の耐震性のことなんです。建物の耐震性のことじゃない。格納容器の耐震性のことじゃない。だから、これは言い訳にならないんです。

### ■弁解その 2(原発は岩盤上だから揺れない)

弁解その 2 は、表 1 のように並べてはいけない、というものです。なぜなら、原発は岩盤の上に建っており、原発の設計は岩盤を基準とするのに対し、地震計は普通の地表の揺れを基準としている。地表の揺れは岩盤よりも遥かに大きいから、比較できないということです。これは原発容認派、原発推進勢力の常套句です。コマーシャルが行き届いていて、ほとんどの人がこう思っちゃう。そうでしょうか。そんな法則性があるんでしょうか。「原発は岩盤の上に建っていて、岩盤は揺れない」というのは本当ですかね。

### ■岩盤上の原発は 4 割 大きく揺れる場合も

まず、岩盤の上に直接建っている原発は少数で、約 4 割です。6 割は岩盤の上に直接建っていません。だから、「岩盤の上に建っている」というところからして間違ってるんですね。それから、地表の揺れと岩盤の揺れはほとんど変わらないか、逆に岩盤のほうが大きく

揺れる場合もある。

具体的に見てみましょう。岩盤の上に直接建っている原発もあるんです。例えば伊方原発とか大飯原発は岩盤の上に直接建っています。岩盤の上に直接建っていると本当に揺れが小さいのでしょうか。

### ■岩盤上より地表の揺れのほうが大きいという法則性はない

石川県にある北陸電力の志賀原発も岩盤の上に直接建っています。普通の地面を掘り下げて、岩盤を露出させて、その上に建っている。だから、岩盤上の原発施設の揺れと普通の地面上の揺れは違いますよ、と言っている。後者では大きく揺れても、前者ではほとんど揺れませんということです。本当でしょうか。2007 年に能登半島地震があって志賀原発を襲いました。岩盤上で概ね 490 ガル。普通の地面上で概ね 540 ガル。ほとんど変わらなかったんです。

新潟県にある東京電力の柏崎・刈羽原発では地下の岩盤の上に 200m ぐらい普通の土があって、その上に柏崎刈羽原発が建っているんです。実際はどうだったかという、地下の岩盤で 1699 ガルでした。地表だったらこの 2 倍、3 倍にもなるんだったら、5000 ガルぐらい来そうでしょ。だけどそうじゃない。地表面で記録された地震動は柏崎市で 758、793、1018 ガル、刈羽村で 496 ガル。岩盤上の方が大きいのです。だから並べてみたらいいんです。岩盤の方が揺れが必ず小さくなる、そんな法則性はないんです。地下の岩盤を大きく揺らすか、地表の普通の地面を大きく揺らすかってことは、それ、地震の勝手なんです。人間が言えることじゃないのです。だから並べて比べてみたら、初めて原発の耐震性はいかに低いかが分かるんです。

### ■弁解その 3(原発敷地に震度6強や震度7の地震は来ない)

原発容認派の 3 つ目の弁解です。これが曲者です。一応学術的な体裁を持っているから、これが効くんです。普通の裁判官がこれにころっと騙されちゃうんで

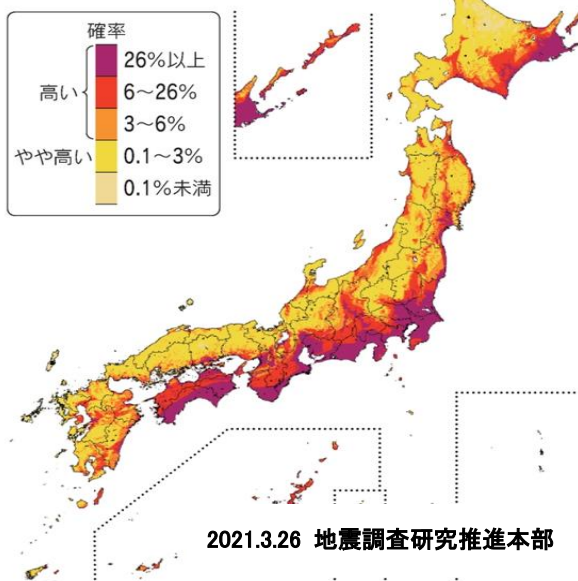
す。これ、強震動予測という地震学の一つです。強震動予測という学問に基づいて計算してみると、大飯原発の敷地に限っては 700 ガル以上の地震は来ません。856 ガル以上の地震は来ません、と電力会社は言う。分かり易く言っちゃうと「震度 6 強や震度 7 の地震は来ません。烈震とか激震は来ません。せいぜい来て 600 ガル程度でしょう」と言うんです。これ信用できますか。とても信用できない。信用できないと皆さん一瞬で分かるんじゃないですか。

なぜ信用できないかと言うと、これは地震予知をやっているんです。例えば、「1 週間以内に福井に震度 7 が来ます」って言ったら、これは地震予知でしょ。だけど、「震度 7 の地震は 50 年間福井に来ません」って言ったら、皆さんが安心するか分からないけど、これも地震予知なんです。だから信用できない。もう少し理屈を言いますと、地震学っていうのは、はたしてそういうことをできる学問なのか。できないですね。

### ■地震学による予測には限界がある

地震学で言えるのはこの図の程度なんです。つまり、これは今年 2021 年の 3 月に公表されているのですが、これから 30 年間に日本国内で大地震が起こる確率が地域ごとに色分けされています。このように確率は言えます。しかし来ないということは言えない。強

今後30年間に大地震（震度6弱以上）が起きる確率



い地震が 0 パーセントのところがないでしょ。

これは地震調査研究推進本部というところが公表しているのですが、同本部の平田直・地震調査委員長は「日本はどこにも強い揺れに見舞われない場所はない」と言ってるんです。常識的ですね。この人は正しいです。だけど、電力会社は「原発敷地に限っては強い地震は来ない」と言っているんです。そのような主張は地震学の性質からも無理です。

瀬戸教授という地震学についてはかなり権威とされている方ですが、「地震学には三重苦がある」と言っています。つまり、観察できない、実験できない、資料がない……ということ。観察して実験して資料を集めるのが科学の手段です。最も基礎的な手段。だから、科学の基礎が無いんです。科学の基礎が無いのに、将来予測をするんです。科学の基礎がある学問もあるでしょ。例えば医学とか気象学とか。それでも気象学では、「福井は 40 度以上には絶対なりませんから心配しないでください」と言われても、そんなことを信用しないです。要するに科学の基礎がある学問でも長期予報なんてできないんです。だけど、科学の基礎がない地震学でこれをやっている。

地震学の中に強震動学というのがある。これは強い地震を予測してみましよう、という学問です。強震動学者は、原発敷地に限っては 700 ガル以上の地震は来ません、というようなことが言えると言ってるんでしょうか。そんなことは言っていないです。

### ■原発に強震動予測を使ってよいのか！？

武村雅之さんという人は、強震動学者の中ではかなり正直な人です。ここまで正直な人はなかなかいない。その強震動学ではどう予測するかというと、原発の近くにある活断層の長さを測って「この活断層から起きる地震の大きさはせいぜいマグニチュード 6.5 でしょう。原発から 10 キロは離れているから、ここには計算上 600 ガル以上は来ないでしょう」というような予測を立てるんです。そういう予測について、この人は以下のように言っています。

## 武村雅之氏「強震動に期待される活断層研究」

活断層の調査成果をもとに強震動予測をストレートに耐震設計に結びつけているのは原子力発電所のみである(61 頁)

一般建物は、全国一律に近い設計用の地震荷重を過去の被害経験をもとに工学的判断によって設定しているのが普通である。…建物側から見れば震源がすべて特定されているわけではなく、予測されていない震源から思わぬ強い揺れがくるかもしれない状況では、そんなに簡単に強震動予測の結果を採用するわけにはいかない(54 頁)

…盛んに強震動予測が試みられている。反面、予測のレベルは未だ研究段階にあり、普遍的に社会で活用できる域に達しているとは言い切れない(53 頁)

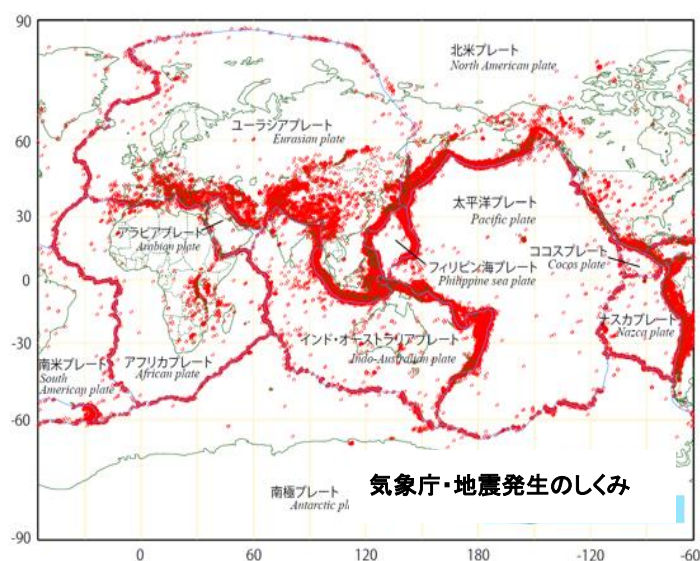
要するに一般建物では、関東大震災とか阪神淡路大震災とか、さっき言った 4022 ガルを記録した岩手宮城内陸地震を参考に、それを克服するように作られているということです。これが普通です。じゃあ、例えば、何百億円、何千億円もかけて建てる大きなビルなんかは、強震動学を使えばいいと思うんだけど、なぜ使わないのか。「建物側から見れば震源がすべて特定されているわけではなく、予測されていない震源から思わぬ強い揺れがくるかもしれない状況では、そんなに簡単に強震動予測の結果を採用するわけにはいかない」。要するに「普通の建物は、怖くてこんなものを使えませんよ」って書いてあるんです。

震源がすべて特定されているわけではなく、原発から 10 キロのところに活断層があると言っても、必ずしもそこが震源になるわけじゃない。5 キロのところに震源があるかも分からないし、直下にあるかも分からないし、ある程度離れてるんだけど物凄くかい地震が来るかも分からない。そして最後に、「盛んに強震動予測が試みられている。反面、予測のレベルは未だ研究段階にあり、普遍的に社会で活用できる域に達しているとは言い切れない」とあるのに、実際にはまだ研究段階のものを原発のみに使っています。

怖いですね。これが現状です。だから、今の強震動予測にもとづく原発の耐震設計基準というのは、はっきり言って非科学的です。では、科学的に考えるとはどういうことでしょうか。

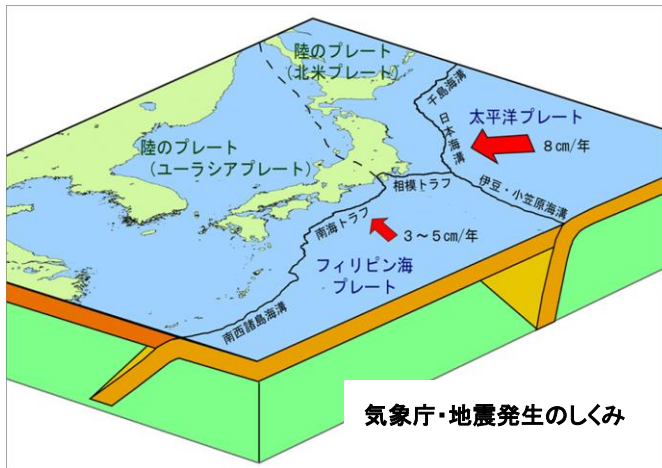
## ■世界の地震分布をみてみましょう！

科学的とは、こういうふうに考えるべきなんです。これは世界地図です。南アメリカの膨れてる部分とアフリカの凹んでいる部分、同じ形なんです。今から 100 年ぐらい前のドイツの地球物理学者のウエゲナーという人が、両岸が同じ形なのは、昔は一つの大陸で離れていったのでは、と考えたんです。当時は世界の笑いものになったんですが、彼の言っていることは正しかった。地球は 11 枚か 12 枚の大きなプレート上に成り立っているわけです。海も大陸もその上に乗っている。南アメリカ大陸とアフリカ大陸は、昔一つの大陸だったけど、2 つのプレートの上に乗っかっていったから、プレートの力によって離れていった。昔インドはもっと南の方だったのですが、このインド・オーストラリアプレートが、ユーラシアプレートのほう、北のほうに押し上げられて、インドがユーラシアプレートにぶつかり、その力によってヒマラヤ山脈は形成されています。だから、ヒマラヤ山脈の上からアンモナイトが出てきます。昔は海の底だったんです。だから、プレートというのはそんなだけの力があるんです。この沢山の赤い点は何かと言うと、地震なんです。見事にプレ



ートとプレートの間にできています。日本はどうですか。真っ赤かでしょ。真っ赤かで形が見えない。

なぜかという、日本は北米プレート、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの 4 つのプレートの真上に乗っている。これ、世界で唯一の国です。だから、世界の地震の 10 分の 1 以上が日本で起こり、日本に地震の空白地帯はありません。その中で、2000 年以降の測定で、1000 ガル 2000 ガルの地震はどこでも起きることが分かってきた。だから 700 とか 1000 ガル以上の地震は来ません、というのは極めて非科学的です。



#### ■弁解その 4(世界一厳しい規制基準)

原発容認派の 4 つ目の弁解に、福島原発事故を踏まえて中立的な専門家からなる原子力規制委員会が世界一厳しい規制基準に基づき、厳しい審査をしている、というのがあります。これに騙される人が多いんです。どういうふうに騙されるかというと、裁判官がいくらお人好しでも、安倍さんが言った「世界一厳しい」とは思ってないんです。「安倍さんが言うことだから、かなり尾ひれをつけて言ってるだろうな」と思ってるんです。だけど、「形の上で中立的な専門家からなるし、福島原発事故があったんだから、それなりに厳しい審査してるんじゃないの」とって思うわけです。裁判官にそう思っちゃう人が多いんです。「それなりにやってくれているんじゃないの。だから、その審査は尊重しないといけないんじゃないの」と思っちゃう。だけど、本当に厳しいのか、世界一に厳しくはない、それはもう

当たり前だけど、「ある程度は厳しいんですか」って、それも無いです。

#### ■老朽原発は老朽飛行機に似ている！

「世界一厳しい」が本当ではない証拠の一つ目。今年になって、はっきり分かりました。老朽美浜原発 3 号機の運転を許可しちゃったということです。普通は許可なんかできっこないのに、これを許可しちゃった。それと愛媛県の伊方原発の審査でも、もう一つ大きなことがわかりました。

老朽原発を動かすという危険はどんな危険かと言うと、普通、老朽化っていうのは、老朽した家電とか老朽化した自動車に例えられるんだけど、そんなものじゃないんです。老朽化した原発の危険性はそんなものではない。よく 40 年前の扇風機とか 40 年前の自動車に例えられるんですが、例えとしては適切じゃないんです。なぜかと言うと、例えば、40 年前の扇風機を動かしていたら何か変な音がしだしたら、どうしますか。スイッチを切ってコンセントを抜いちゃいます。それで安全になります。自動車が変な音がしだした。「あ、これ危ないな。ブレーキの効き具合も何かもう一つやな」と思ったらどうしますか。エンジンを切っちゃいます。それで安全になるんです。ほとんどの物はそうなんです。普通の施設や機械は運転を止めてしまえば、事故の拡大要因はなくなるんです。だけど、原発は運転を止めた後も冷やし続けなければならない。「エンジン切ったらしまい」じゃないんです。エンジン切ってからが勝負です。だから、何に似ているかと言うと、老朽飛行機に似てるんです。40 年前に作られた飛行機に誰も乗りたいと思わないでしょ。しかも、10 年間動かしてなかった。そんな飛行機に乗れますかという話です。乗ったら、エンジンで燃料漏れが生じた。では、どうしますか。エンジンを切るわけにいかない。なんとか飛行場まで辿り着かなきゃいけない。そしたら、プロペラが一つ止まっちゃいました。片肺飛行で「なんとか飛行場までたどり着けたかな」と思ったら、どうも高度計が狂ってる。いま何メートルのところを飛んでるかよく分からない。では、目視でな

んとか見て、なんとか着陸しようとした。だけど、車輪が出ない。こういうことが次々に起こるんですよ。こういう『想定外』のことが次々に起こるのが想定されるんです。それが老朽化というものなんです。こういう原発、老朽原発を動かそうというのは、原発の本質が分かってないんです。

### ■直下の南海トラフ地震で 181 ガルの想定！

それから、もう一つ。今年の5月に大変なことが分かりました。伊方原発の仮処分で、広島地裁で審理してありますが、こういうことが分かりました。南海トラフ地震という四国から紀伊半島、それから静岡にかけて想定される大地震です。南海トラフ地震と言うとピンと来ないんだけど、ピンとくるために分かり易く言っちゃうと、「西日本大震災」です。東日本大震災と同じ規模の地震です。ただし、東北より人口が多いから、被害は 10 倍になると言われています。人的被害も経済的損失も 10 倍になると言われています。その地震が愛媛県の伊方原発の直下で起きても、「伊方原発の敷地では 181 ガルしか出ない」と四国電力が言ってるんです。そして、四国電力が言ってるだけじゃないんだけど、それが、規制委員会の審査を既に通っているんです。直下で起きて 181 ガル。そんなことを信じられますか。

181 ガルがどんなものか。震度と対比すると 5 弱のイメージです。気象庁は「震度5弱では、棚から物が落ちることがある。まれに窓ガラスが割れることがある」と。まれに割れるんです。これが震度 5 弱。マグニチュード 9 の地震が伊方原発の直下で起きても 181 ガルと想定した。

震度等級 最大加速度 (gal)

震度 7 約 1500～

6 強 約 830～1500

6 弱 約 520～830

5 強 約 240～520

5 弱 約 110～240

震度 4 約 40～110

気象庁：震度5弱では、棚から物が落ちることがある  
まれに窓ガラスが割れることがある。

伊方原発敷地の直下だから、震央(編注：震源の真上の地表面又は海面のこと)からの距離は 0km。それで揺れは 181 ガル。東北地方太平洋沖地震、3.11 の地震の場合には東京の新宿まで 388km 離れていました(下表参照)。それでも 202 ガルなんです。一番強い揺れが観測されたところで 2933 ガルです。ここは 175km 離れていました。だけど伊方原発敷地では真下で起きても 181 ガル。とても信じられないことを四国電力が言ってるだけじゃなくて、規制委員会の審査も通っちゃってるんです。規制委員会とは一体何でしょうか。四国電力が言ってきたことに対して、きちんとした審査もせずにそのまま認めてしまっている。これは有りうるでしょうね。もっと怖いのは、一生懸命審査したんだけど、181 ガルは正しいと思っている。こちらの方がより怖いですね。全く見えてないんです。そっちの可能性のほうがむしろ高い。これが規制委員会の実情なんです。

こんな実情で、「裁判所はなぜ止めないの?」と不思議

| 発生日時/地震名                 | 規模   | 震源の深さ | 観測地点     | 震央からの距離 | 地震動(ガル) |
|--------------------------|------|-------|----------|---------|---------|
| 不明(未発生)<br>南海トラフ巨大地震     | M9.0 | 41km  | 伊方原発敷地   | 0km     | 181ガル   |
| 2011年3月11日<br>東北地方太平洋沖地震 | M9.0 | 24km  | 東京都新宿    | 388km   | 202ガル   |
| 2011年3月11日<br>東北地方太平洋沖地震 | M9.0 | 24km  | 宮城県栗原市築館 | 175km   | 2933ガル  |
| 2018年9月6日<br>北海道胆振東部地震   | M6.7 | 37km  | 北海道安平町追分 | 26km    | 1796ガル  |

議でしょ。止めた裁判長は 6 人ぐらいかな。止めなかった裁判長は 20 人を超えていますから。そんな状況で、しかも上級審で維持されたものは一つもない。こんな状況なんです。なぜ裁判所は止めないのでしょうか。

## ■危険な原発をなぜ裁判所は止めない？

大飯原発、伊方原発、その他の原発でも 700 ガルが来れば危なくなるんです。でも裁判所は止めない。その理由は裁判官が、① 700 ガル以上の地震が過去に何回起きたのか、② 700 ガルは震度 6 なのか震度 7 なのか、③ 700 ガルの地震で住宅は倒れるか倒れないのか、を知らないんです。正解は、① 700 ガル以上の地震は過去に少なくとも 30 回、② 700 ガルの地震は震度 6、③ 700 ガルの地震で老朽家屋は倒れても、普通の建物は大丈夫です。

この一番大事なことを住民側弁護士が教えないから、裁判官も知らない。「なぜ、教えないの。教えたらいいのに」と思うでしょ。絶対勝ちたいと思ってるのに、なぜ教えないのか。弁護士も裁判官も前例に従っているんです。前例＝過去の裁判例に従って、「原子力規制委員会の独立性が高いんですか低いんですか」、「原発の施設や敷地が規制基準に合致しているかどうか」、これらのことに関心がいく。「実際に起きている地震に比べて、原発の耐震性は高いのか低いのか」に関心がいないから、さっきの 181 ガルの問題さえ気付かない。実際の地震との比較という発想がない。一番大事なところに関心がいかない。大事なところを審理していないから、正しい結論が出ないんです。

## ■伊方最高裁判決の解釈が違っている！

なぜそうなるのかと言うと、1992 年の「伊方最高裁判決」というのがあって、これに左右されている。この判決が間違いだというのはない。この判決は非常に優れた判決ですが、その解釈がほとんど間違っている。\*編注➡以下は伊方最高裁判決の要点

伊方最高裁判決(1992 年)

- 1 原発訴訟は高度の専門技術訴訟であり、
- 2 裁判所は原発の安全性を直接判断するのではなく規制基準の合理性を判断すればよく、
- 3 その判断は最新の科学技術知見による

まず、「1 原発訴訟は高度の専門技術訴訟であり」

については一般論を言ってるだけなんです。例えば、「大飯原発が 3000 ガルの地震に耐えられるかどうか」が争点なら、これは間違いなく高度の専門技術訴訟です。だけど、「700 ガル以上の地震は来ませんよ」というのが信用できるかどうかは、高度の専門技術訴訟じゃない。理性と常識で簡単に結論が出ます。最高裁は一般論を言ってるだけなんです。

2 番目、「2 裁判所は原発の安全性を直接判断するのではなく規制基準の合理性を判断すれば」良いと言ってるんだけど、これは、私はどう見ても、「原発の安全性を直接判断、生の危険性を判断しなくても良い。だけど、規制基準が原発の安全性を確保する内容になっておれば合理的、確保する内容になっていなければ不合理」、そうとしか私には読めないんです。

では合理性って何ですか。合理性というのは、単に辻褄が合って学者が支持していることではない。合理性というのは広辞苑を見たら分かるんです。物の道理に合ってることなんです。物の道理って何かというと、「規制基準というのは国民の安全を図るために作られたものだから、国民の安全を図る内容になっておれば合理的、なっていないと不合理」。今の規制基準は、これから襲う最大の地震動が各原発ごとに正確に予知・予測できることを前提に成り立ってるから、今の規制基準は根本的に不合理です。

最後の「3 その判断は最新の科学技術知見による」と、これも優れた最高裁の判断です。「最新の科学技術知見」って何ですか。最新の科学技術知見というのは、「阪神淡路大震災以降、全国に地震観測網をネットワークで構築してみると、わが国では 1000 ガル 2000 ガルの地震はいつでもどこでも来ますよ」というのが最新の科学技術知見です。だけど、ほとんどの法律家は最新の科学技術知見っていうのは、最新の強震動予測の学説だと考えちゃうんです。

## ■正当な判断ができない理由は？

正当な判断ができない理由

1. 極端な権威主義

2. 頑迷な先例主義
3. 科学者妄信主義
4. 1～3によるリアリティーの欠如

ここで見られるのは、1. 極端な権威主義。最高裁が「専門技術訴訟だ」と言ったら「そうだ」と思ってしまう。全員がそうだと思っちゃう。だから、一地方の裁判所の裁判長が「専門技術訴訟じゃありません」と言ったところで、そんなものはどうでもいいんで、最高裁が「専門技術訴訟だ」と言ったら「専門技術訴訟だ」と思ってしまうのが権威主義です。

2. 頑迷な先例主義。合理性とは何か考えない。国語辞典を調べたら合理性って何か出てくるんだけど、国語辞典を調べないで先例を調べちゃう。

3. 科学者妄信主義。科学を信じるんじゃなく科学者を信じちゃう。

それから、これらによる 4. リアリティーの欠如。それって何でしょうか。普通の質問ができなくなるんです。裁判官も普通はガルなんてことを初めて聞くわけだから、それは揺れの強さを示す単位だというのは分かる。そしたら、普通は震度で言ってるんだから、「700 ガルは震度 6 ですか 7 ですか」って、普通は聞くでしょう。「700 ガル以上の地震は過去に何回あったんですか」って、普通は聞くでしょう。専門技術訴訟だと思い込むと、その質問力が失われるんです。

## ■これからの原発裁判 誰でも分かる裁判！

今までの裁判はどういうふうになっているかと言うと、少数の弁護士が、多くの専門書を読み、専門家に意見を聴くなどして、電力会社との間で専門技術論争をするんです。原告住民はもちろん他の多くの弁護士も呆然とこれを見守るしかないんです。訳が分からない。ましてや、裁判官もよほど能力が高くない限り訳が分からなくなって、こんな議論をされたら分からなくなるんですよ。その結果どうなるかというと権威に従います。権威というのは何かと言うと、「原子力規制委員会がそう言ってるんだったら、それでいいんじゃないの」って、思っちゃうんです。

これからの裁判。変わると思います。私の話は誰でも理解できるんです。誰でも議論に加わることができる。だから誰でも確信が持てるんです。すべての原告と弁護士が訴訟の内容を理解して、互いに意見を述べ合い、確信を持って積極的に訴訟に臨む。そうすれば、裁判官も確信を持てるんです。

## ■専門技術論争ではなく真の科学論争を！

専門技術論争じゃなくて本当の科学論争、まあなんて言うか、骨太の科学論争をしましょう、本当の科学論争をしましょうという話です。今までは、「原発敷地毎に将来にわたる最大地震動を求めることは可能である」ことを前提に議論しているんです。そして計算方法とか手法とか、「ここに技術的な問題があるから原発は危険だ」と言ってきました。この技術的な問題ってとてつもなく難しい。こんな所に議論が行っていると、裁判官は訳が分からなくなる。基準地震動を求める手法の是非をやると訳が分からなくなる。訳が分からなくなると、181 ガルさえ通ってしまうんです。さまざまな要素があって、どう計算したら良いか分からない。そんな話じゃない。まず、原発敷地毎に将来にわたる最大地震動を求めることは科学的に不可能なんです。すでに立証されてるんです。これが 1 点目。

それと 2 つ目は 700 ガル 1000 ガル程度の地震動は、実際の地震観測記録という科学的事実には照らすと、ごく平凡な地震動であるということ。まして 181 ガルなんて、とんでもない地震動。それが「マグニチュード 9 で来る」と言われた瞬間に、過去の地震記録さえ見ていれば、すぐに「おかしいな」って分かるんです。だから、重視すべきは、そんな計算過程ではなくて計算結果です。計算結果を実際の地震観測記録という科学的事実には照らして考えるんです。

3 点目。こういう発想もあまりなかったんです。例えば東海第2原発では、基準地震動が 270 ガルから 1009 ガルに引き上げられている。大飯原発でも 405 ガルから 856 ガル、2 倍以上です。2 倍 3 倍に平気で上げちゃう。そんなことができますか。できないでしょ。なぜなら、問題は、建物なら強化できるんで

す。太い鉄柱を立てれば強化できるんだけど、配電や配管なんていうのは、特に配電なんて出来ないです。電気系統の耐震性を高めることはできないんです。だけど、原発は停電したらおしまいの施設です。停電だけじゃなくて、誤発進したらおしまいの施設です。その耐震性を 3 倍にも 4 倍にもすることはできません。これらの議論、分かり易い議論をすればいいんです。このことは誰が見てもおかしい。

### ■最高裁で勝つには・・・

原発訴訟の転換点ということですが、まず分かり易い主張をしないとイケない。なぜかという、我々は、一つの裁判で「勝って喜ぶ。負けて悲しむ」というような問題ではないんです。我々がやらなきゃいけないのは、全ての裁判において最高裁で勝ち切らなきゃいけない。最高裁で勝たないとイケないんです。

例えば、東海第2原発で、避難計画ができていないことを理由に差し止めを認めた。非常に素晴らしい判決ですけど、それは人権意識の極めて高い裁判官しか、ああいう判断ができない。最高裁がそんなことをやってくれますか。人権意識の高い裁判官が集まってますか。そんなもの私は全然信用していない。そういう裁判所においても、勝ち切らなきゃいけない。格別悪質で無能な裁判官に当たらない限りは当たり前で地裁、高裁で勝たないと最高裁で勝てないんです。

今までは「良い裁判官に当たって勝ったなあ」って喜んでいるんです。それではダメです。よほど酷い裁判官に当たらない限りは必ず勝つんだ、とならなければダメです。

それから、誰もが納得する理屈です。誰もが納得する理論で、裁判所だけでなく、広く社会に訴えないと最高裁では勝ち切れません。みんなが理解する理屈によって世論を形成して、それによって初めて最高裁で勝てる。だから、分かりやすい理屈を言きましょう、ということです。

### ■誰もが納得できる原発を止める理由

私が原発を止めた理由を再度整理します。まず、原

発事故のもたらす被害は一国を滅ぼすほど甚大。原発には極めて高度の安全性が求められる。地震大国日本において安全三原則が必要とされる原発に高度の安全性があるということは高度の耐震性があるということにほかならない。しかし、我が国の原発の耐震性は極めて低く、一般家屋の耐震性より低いので平凡な地震でも危ない。日本の原発の耐震性を正当化できる学問的根拠は無い。だから原発の運転は許されない。これだけの話です。誰もが納得せざるを得ない理屈で、これから訴訟を展開しましょう。

多分、今年の 10 月に伊方原発の仮処分の決定が出ると思います。この理屈、これだけの理屈でやります。私は間違いなく勝つと思ってます。よほど悪質な裁判官に当たらない限りは勝つんです。

私が原発を止めた反論の余地のない理由

- 1 原発事故のもたらす被害は一国を滅ぼすほど甚大
- 2 原発には極めて高度の安全性(=事故発生確率が低い)が求められるべき
- 3 地震大国日本において、安全三原則が必要とされる原発に高度の安全性があるということは高度の耐震性があるということにほかならない
- 4 しかし、我が国の原発の耐震性は極めて低く、一般家屋の耐震性より低いので平凡な地震でも危ないそのことを正当化できる学問的根拠はない



原発の運転は許されない

### ■3.11 を経験した者の責任

最後に、責任についてお話しします。私は大学に入学したのは昭和 47 年で、田中角栄さんの頃なんです。田中角栄さんはいろんなことをやりましたが、今から思うと一番大きなことは電源三法を作ったことです。それを契機に全国で電力会社が競うようにして 50 基以上の原発を作った。その田中角栄さんは、私より一世代上の人なんですけど、その世代の人と 3.11 を経験した我々と、責任はどっちが重い。我々の責任の

ほうがはるかに重い。理由は 3 つあります。

一つは、死の灰の問題です。死の灰の問題は、一昔前の人は「将来の人々が何とかしてくれるだろう」と思ってたんです。だけど、この 40 年間に死の灰の問題は科学的に処理できないことがはっきりしました。

二つ目。3.11 の前の人は「原発事故は滅多に起きないし、起きても 30 キロ圏」だと思われてきたんです。だけど、3.11 を経験して、我々の世代になって初めて分かったんです。原発事故は停電しても断水しても起きるし、起きた場合の被害は 250 キロ圏に及ぶ。これが分かりました。

三つ目。これが、ある意味一番大事なことで、一番大事なことであるにもかかわらず、裁判で取り上げられてこなかった。原発は関東大震災クラスの地震に耐えられるつもりで造ったんでしょう。なぜかと言うと、昔は関東大震災の震度 7 は 400 ガル程度、と思われてたんです。大飯原発の耐震設計基準 405 ガルです。東京より地盤は硬いです。だから、「405 ガルだったら大丈夫だ」と思われていた。正当性があったんです。だけど、2000 年以降測ってみたら、1000 ガル 2000 ガルがある。1000 ガルは震度 7 じゃないんです。我が国では 2000、3000 ガルが来るんです。だから、原発は見当外れの低い耐震性で造られてしまっていたんです。これが分かったんです。

この 3 つの事実を知ってしまった我々の責任は極めて重い。3.11 を経験した我々の世代で解決しないと、これを後世の人々に押し付けるわけにはいかないのです。

## ■司法、政治、国民の責任

司法、政治、国民の責任について考えます。司法の責任は重たいです。お聞きになっているか分かりませんが、「裁判所は国民の人権擁護の最後の砦だ」と言われているんです。裁判所は国民の人権を守る最後の砦。じゃあ、最後って何ですか。原子力行政で国民の人権を守ってくれる組織がいくつか有るんですか。ないんです。他に頼れそうなのは原子力規制委員会だけでしょ。だけど、今言ったように原子力規制委

員会は、老朽原発も認めるし、「伊方原発の直下でマグニチュード 9 が起きても 181 ガルしか来ない」ということを認めた。だから、裁判所は、国民の人権擁護の最後で唯一の砦なんです。ただ一つの砦だから、そこで勝負しようということなんです。

## ■政治における禁忌

政治の責任は極めて重たいです。禁忌の問題と言われますが、禁忌というとお医者さんならすぐ分かるんです。禁忌の問題って「やっちゃいけないことですよ」と。政治家の仕事というのは、いわば選択の仕事で、「AにするかBにするかCにするか、どうしますか」という選択の仕事です。例えば、消費税をコロナの関係で止めるか、それとも止めないか、あるいは消費税を下げるかどうか、移民を認めるかどうか、教育格差をどうするか、いくらでも選択しなきゃいけない。だけど、私は政治家の仕事は 6 割の選択を間違わなければ 4 割を間違っても構わないと思ってるんです。なぜなら、少しずつそれで世の中が良くなっていくから。だけど、原発の話というのはそういう話じゃない。

医師の国家試験で、95 点の人が不合格になって 85 点の人が合格することがある。医師の試験は選択問題で、「ある症状を示している人がいました。あなたならどうしますか。Aという薬を与えますか。Bという薬を与えますか。Cという薬を与えますか」。AでもBでもいいんだけど、Cを与えると患者が死んじゃう。Cの選択肢を正しいとして丸をふった人には医師になる資格がないとみる。要するに、取り返しのつかないことをする人は、医師の資格はないんです。

政治家も一緒です。取り返しのつかないことをする人は政治家としての資格はない。原発を維持・推進するような人は政治家としての資格がないんです。日本の国にとって取り返しが見つからないから。

## ■最後は国民の責任

でも、最終的に大事なものは国民なんです。国民の責任です。皆さんはかなり知識を持たれてる。たとえば、私が言った「東日本壊滅」という言葉です。この 10 年

間でマスコミが東日本壊滅という言葉をとどの程度取り上げて来たか、調べた人がいる。小此木潔さんという大学教授なんですが、この言葉はどの程度取り上げられたと思います？一番多い毎日新聞で 21 回。読売新聞や産経新聞や日経は 2 回とか 4 回。その程度しか取り上げられてないんです。だから、東日本壊滅の危機があったことをほとんどの人は知らない。私はその事実さえ知ってくれば、日本国民は賢い選択をすると思います。やはり、我々国民がどう考えるか、普通の人がどう考えるかなんです。

### ■究極の悲劇は善人の沈黙！

最後にキング牧師の言葉を紹介します。

「究極の悲劇は悪人の圧政や残酷さではなくそれに対する善人の沈黙である。結局、我々は敵の言葉ではなく、友人の沈黙を覚えているものなのだ。問題に対して沈黙を決め込むようになったとき、我々の命は終わりに向かい始める」

非常に重たくて教訓に満ちた言葉だと思います。この言葉を最後に私の話を終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

### ■主催者より閉会の挨拶

(日本科学者会議福井支部代表幹事 山本富士夫)

本日は、樋口先生には大変お忙しい中、ここ福井市で、ご講演をしていただきました。参加者の皆さまと共に、深く感謝申し上げます。先生が 2014 年 5 月 21 日に福井地裁裁判長として「大飯原発 3、4 号機運転差止の判決」を出されたとき、私たちは「裁判所の正義」に深い感動を覚えました。そして、いつかは先生から直接お話しをお聞きたいと願っておりました。今日、やっとそれが実現しました。

ご講演を拝聴して、先生が原発の運転を差し止めた理由は、「原発は危険だから」ということだと理解し

ました。「二度と福島原発事故をくりかえしてはならない」という先生の深くて強いお考えが伝わってきました。みなさまご存知のことですが、原子力発電所が危険であることは、「放射線被ばく」のためであることを申し添えさせていただきます。フクシマやチェルノブイリなどの重大事故の場合だけでなく、日常的な運転・保守においても、放射線被ばくによって住民の「命と暮らし」が破壊されているのが現実です。

去る 7 月 14 日に広島高裁は、いわゆる「黒い雨」裁判で、「黒い雨を体内に入れ内部被ばくした人も健康被害を受ける可能性があり、被爆者と認められる」としました。住民側の勝訴が確定しました。しかしながら、原発推進を国策とする政府と電力会社は、低線量被ばくや内部被ばくによる危険性をひたすら隠し通し、原発は安全だとウソをついています。

今日の樋口先生のご講演から、私たちは「原発の危険性」を再認識し、原発ゼロ社会を実現させる運動をさらに強めたいと、思いました。先生のご講演とご参加のみなさまのご清聴に深く感謝申し上げます。



▼編集ノート：新型コロナウイルスの流行下で、樋口英明さんの講演会をどのタイミングで、どのような形で行うかは、福井地裁判決の地元私たちとして、いろいろ悩むところがありました。非常に明快な講演であり、これからの市民的活動の方向性についても示唆するところがあったように思われます。▼今回の講演の文字起こしは、その多くを「裁判の会」の「大阪支局長」である T さんが担って下さいました。その労に多謝です。▼なお講演中に一部「不適切な表現」がありましたので、訂正いたしました。(編集子)